新山科浄水場水質試験室 間仕切りカーテンレール取付作業委託

仕 様 書

京都市上下水道局

建設リサイクル法 □ 適用 ☑ 適用外

1総則

(1) 疑義

本仕様書等に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従わなければならない。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

- ア 作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用。
- イ 各種の試験及び検査に必要な費用。
- ウ 発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償。
- エ 官公署などに対する届出などの手続に必要な費用。
- オ その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用。

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへの届出等を法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受 注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

- ア 受注者が発注者の指示に従わないとき。
- イ 受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。
- ウ その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 提出書類

受注者は、次の書類を局職員の指示に従い、提出しなければならない。

ア 労働保険関係成立等証明願等 (労働者災害補償保険及び雇用保険) 1部

イ 完成通知書 2部

ウ 完成図書(作業報告書) 1部

エ 産業廃棄物関連書類(対象となる場合) 1部

(9) 社会保険等の加入

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規

定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、作業の着手前において、各労働局・労働基準監督署様式等により労働保険関係成立を証明する書類を提出しなければならない。

(10) 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者 は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、発注者は支給を止めることが できる。

(11) 就業時間

就業時間は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時までを除く)とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けなければならない。

(12) 保護養生

受注者は、作業の履行に当たり、既設施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあると きは、適切な保護養生を行わなければならない。

(13) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守し、労働環境の安全衛生及び 災害防止を図らなければならない。

- ア 労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛 生管理を十分に行わなければならない。
- イ 施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意しなければ ならない。
- ウ 作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行わなければならない。特に、歩行者の安全対策については、仕様書の指示事項を遵守し、安全確保に努めなければならない。
- エ 発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の 提出を求めることがある。

(14) 環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正建設省経機発第58号)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び作業の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

(15) 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに局職員に通知しなければならない。天災等に伴い、作業目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるとき、発注者は、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(16) 測定

ア 受注者は、仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用い、測定機

器名、測定者、校正有効期限及び測定を行った日付等を併せて報告しなければならない。 イ 受注者は、測定機器について国家標準につながる校正を行ったことを示す証明書を報告書

(17) 支給材料の取扱い

に添付しなければならない。

発注者から支給する材料は、仕様書等に定められたとおり使用しなければならない。 なお、支給品は受注者の責任において管理し、管理不十分のため使用不能となった場合には、 受注者の負担とする。

(18) 材料の規格

使用材料は、全て、日本産業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本水道協会規格(JWWA)などに適合しなければならない。また、JIS相当品など同等又はこれより適格な材質のものがあれば局職員の承諾を得て、使用することができる。

(19) 産業廃棄物

作業において発生した産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、受注 者が責任を持って合法的に廃棄処分しなければならない。また、当該廃棄物については、電子 マニフェスト又は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)により適正に処理されていることを確 かめるとともに局職員に提示しなければならない。

なお、完成図書には受渡確認票又はA票、B2票、D票及びE票の写しを添付することとするが、D票及びE票の返却が完成検査の日までに間に合わない場合は、「マニフェスト提出誓約書」を完成図書に添付し、最終処分が済み次第、速やかにD票及びE票又は受渡確認票の写しを提出しなければならない。

(20) 契約不適合責任

ア 完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠 陥・不備が発見されたときは、発注者が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行 わなければならない。

なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。 イ 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担において、第三 者にこれを履行させることができる。

(21) 資材・労務等の調達

本作業に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めなければならない。

2 作業概要

本作業は、新山科浄水場の水質試験室の一部箇所に断熱性能の向上のためにカーテンレール及びカーテンを取付けるものである。

3作業場所

京都府京都市山科区勧修寺丸山町1番地 新山科浄水場1階 水質試験室

4 完成期限

令和7年12月26日とする。

5カーテンレール及びカーテンの仕様

- (1) カーテンレールステンレス製 L:1550 1本
- (2) カーテン東リ コントラクトカーテン エコシャモン 防炎 TKY80257 W1630×H2450

6 作業内容

(1) カーテンレールの取付け

図面に示す箇所の天井に、天井下地コンパネ補強をしたうえでカーテンレールを取り付けること。

- (2) カーテンの取付け
 - 6(1)で取り付けたカーテンレールに5(2)で示したカーテンを取り付けること。

7受注者の負担

- (1) 本点検整備に要する工具、材料は、全て受注者が用意すること。
- (2) 本点検整備で取り替えを要する軽微な雑材料については、全て受注者の負担とする。

8その他

- (1) 提出書類の中の完成図書として、天井下地コンパネ補強作業を行ったことがわかる写真等及 びカーテンの取扱説明書を添えること。
- (2) 作業時に発生した産業廃棄物は局職員に引き渡すこと。
- (3) 作業完了後は、現場の後片付け、清掃を行い、作業に伴い発生した粉塵を十分に除去し、水質試験に支障がないよう留意すること。

